

2022年度 宮崎県社会福祉士会成年後見人養成研修

「家族法の基礎」 事前課題

受講者番号	氏名
-------	----

問3以下の論述問題は、以下の(イ)から(ニ)の条件を満たし、Word等のソフトを使用して、A4縦長の用紙に横書きで解答を出力して提出すること。

- (イ) 用紙ごとに受験番号、氏名、問の番号を明示すること。
- (ロ) 文字数は指示した数字の80%～120%以内の文字数とする。
- (ハ) 解答として表示した文字数を文末に明示すること。
- (ニ) なお、原稿用紙を使用する場合は、空欄部分は文字数から除外すること。

問1 夫婦、親子に関する文章で、正しいものに「○」印、誤っているものに「×」印を付けなさい。

- 1 令和4年4月1日から女の婚姻適齢が18歳となり、男女の婚姻適齢が同じとなった。また、成年の年齢が18歳に引き下げられるため、民753条は削除された。
- 2 成年被後見人が婚姻をする場合、成年後見人の同意を得ていないときは、婚姻届は無効となる。
- 3 婚姻届は未提出であるが、当事者の生活関係が法律上の婚姻に準じる関係があれば、「準婚」(内縁)関係が認められる。
- 4 内縁の夫婦は、相互に760条の婚姻費用の分担義務を負う。さらに、一方が内縁関係を正当な理由なく解消するときは、他方には財産分与請求、慰謝料請求権が認められる。
- 5 内縁の夫婦の一方が死亡した場合は、その遺産相続権が他方配偶者にも認められる。
- 6 親権の内容として、身上監護権(監護・教育、居所指定権、懲戒権、職業許可権)と財産管理権(財産の管理及び代理)がある。子の財産管理において子の利益と相反する行為をおこなうときは、家裁に特別代理人の選任を求めなければならない。
- 7 特別養子縁組は、普通養子縁組における身分契約とは異なるもので、家庭裁判所の審判により成立し、養子は養親の戸籍に職権で編入され、養親の氏を称する。
- 8 内縁関係にある父母の間に生まれた子は、父親が出生届を提出すると、職権で、父親の戸籍に編入され、父の「氏」を称する。
- 9 内縁の父親から認知された子は、この時点で、母親の戸籍に入るが、戸籍法上の「改氏届」を提出することによって、父親の戸籍に編入される。
- 10 親の戸籍に編入されている子が、自分だけの戸籍を作成するためには、成人した後、戸籍係に「分籍届」を提出すると、職権で子の戸籍が作成される。

解答欄

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10

問2 相続に関する文章の中で、(1)から(12)に適した語句を語群の中から選び、解答欄に記号で答えなさい。

- 1 相続は被相続人の(1)によって、その人の(2)において開始する。
- 2 相続人が遺産の相続を望まず(3)の手続きをしたり、遺産の管理ができないため、(4)の選任の申立てをする場合には、被相続人の最後の(1)地を管轄する(5)でその手続きをおこなう。
- 3 遺産の代表例は、被相続人が所有する不動産、動産、現金、預貯金であるが、(6)、(7)などのマイナスの財産も含まれる。
- 4 被相続人が死亡したときに受取人に支払われる生命保険金は、受取人が(8)である場合は、被保険者の地位は(10)が承継するので、(9)に含まれる。
- 5 上記の場合、受取人が配偶者や長男などの(11)である場合は、受取人に指定された者が保険契約に基づき取得し、(9)には含まれない。
- 6 なお、系譜、祭具、墳墓(墓地・墓石)は相続財産には含まれず、慣習に従って(12)が承継する。

語群

a 相続放棄	b 金銭債務	c 相続財産管理人	
d 被相続人	e 連帯保証債務	f 財産の管理	
g 被保険者	h 特定の相続人	m 遺産	n 住所
o 家庭裁判所	p 死亡	r 祭祀を主催すべき者	s 相続人

解答欄

1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12				

問3 ①「内縁の夫婦」と「非婚・同棲している男女」とでは相互間の扶養義務や関係解消時における財産分与請求等でその取扱いについて違いがあるのか検討しなさい。

②また、違いを認める場合は、その理由についても説明しなさい。

(600字・A4サイズ用紙・横書き用紙を使用、文字数の明示)

問4 民法改正に関する法制審議会答申(1996年)は、①婚姻年齢の男女平等化、②選択的夫婦別氏制の導入、③離婚原因の拡大(5年別居)、④非嫡出子の相続分差別の撤廃などを、家族法の基本理念(個人の尊重と両性の本質的平等)を推し進め見地から盛り込んでいる。

(1) ①と④が法改正により実現している。そのいきさつを説明しなさい。

(2) ②について、実現がされていない理由を検討しなさい。

(全体で700字・A4サイズ用紙・横書き用紙を使用、使用文字数を明示)

問5 磯野波平さんが急死した。共同相続人は妻フネさんとお子さん(サザエ、カツオ、ワカメ)である。主な遺産として世田谷の土地と家屋(約2億円)であるが、波平さんは銀行から4億円債務があることが判明している。あなたの友人サザエさんが気が動転して、慌てふためいて、相談の電話をかけてきました。相談相手になってください(なお、葬儀に関する事、遺産相続に関する事を切り分けて説明してください。波平さんのご遺体は現在入院していた病院にあります。)

(1,600字・A4サイズ用紙・横書き用紙を使用、文字数の明示)

問6 子育て中の夫婦が離婚するとき、子の親権はどちらか夫婦の一方にすることを定めなければならない(民819条1項)。親権の帰属についてまともでない場合は、家庭裁判所の審判によりどちらか一方に定めなければならない(同条5項)。離婚後も元夫婦が共同で子の親権者となる方式を採用していないのはなぜか推理しなさい。

(800字・A4サイズ用紙・横書き用紙を使用、文字数の明示)

